案件番号　121024008

令和６年度

川崎港臨港道路航行安全管理業務

特　記　仕　様　書

令　和　６　年　１　月

国土交通省関東地方整備局
京　浜　港　湾　事　務　所

1. 業務概要

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の実施にあたり、工事期間中の工事安全確保と円滑な実施及び一般航行船舶の安全確保を図るため、一般船舶及び工事用船舶等の動静を把握し、情報提供及び支援・助言などを行うものである。

また、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

４０歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

2. 業務場所

川崎市川崎区東扇島　航行安全情報管理室　（別添図参照）

3. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

4. 業務内容

業　務　名　称	業　務　内　容	単位	数量	摘　　要
川崎港臨港道路航行安全管理業務				
	航行安全管理業務	式	1	
	打合せ	回	10	
	協議・報告	回	2	着手時、業務完了時
	成果物	式	1	

5. 業務仕様

5-1　総則

(1)　本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局　令和5年3月）の定めによるものとする。

なお、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。

5-2　一般事項

(1)　本業務は、調査職員及び川崎港臨港道路東扇島水江町線建設工事の受注者並びに各関係機関と密接な調整を図り、実施するものとする。

(2)　本業務の実施場所は、一般船舶の航行が多いことから、安全対策には万全を期して実施するものとする。

(3)　本業務の実施にあたっては、関係諸法規を遵守するとともに作業の安全確保に十分注意すること。

(4)　管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が通知する工事計画、工事実施状況、関係機関と調整した事項及び別件「川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全検討業務」の内容を十分把握したうえで、業務を行わなければならない。

5-3　航行安全管理業務

本業務は、以下の業務を行うものとする。

1）一般船舶の動静把握
2）工事情報・工事用船舶の情報収集及び一般船舶への情報提供
3）関係機関及び海事関係団体等に対する情報提供
4）工事関係者等への船舶動静情報の周知
5）建設工事受注者等による「安全連絡協議会」に対する、航行安全に関する情報提供及び支援・助言
6）海難等の事故発生時における応急保安措置及び関係機関への緊急連絡
7）気象海象情報の把握
8）京浜運河を航行する1,000GT未満の西航船に対する行き会い調整の協力要請
9）その他必要事項

5-4　実施体制

(1)　本業務を円滑に実施するために、管理技術者のほか、担当技術者として、統括的に業務を行う統括技術者及び統括技術者の下で業務を行う技術者を配置するものとする。また、統括技術者及び担当技術者は下表に示すいずれかの資格又は経験を有する技術者であるものとする。

なお、統括技術者は管理技術者と兼ねることができるものとする。

区分	資格等
統括技術者	①海技士の資格を有する者 ②海上工事施工管理技術者の資格を有する者
担当技術者	①海技士の資格を有する者 ②海上工事施工管理技術者の資格を有する者 ③航行安全対策業務または関連業務（一般船舶に対する情報提供等）に従事した経験を有する者 ④発注者が上記①～③と同等の能力と経験を有すると認めた者

(2)　本業務の履行にあたっては、航行安全管理業務に精通したものを配置するものとし、業務の実施体制は下表を標準とする。

なお、業務日及び業務時間は、工事受注者の施工方法、関係者調整により変更する場合がある。業務日数及び業務時間に変更が生じた場合は、調査職員と受注者が協議するものとし、これによる変更は履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

区　　分	人数	業務時間	業務期間	業務日数	摘　要
統括技術者	1名	8H	R6.4.1 ～　R7.3.31	239日 （延日数） 別紙参照	平日 （5日程度／週）
担当技術者	1名	8H	R6.4.1 ～　R7.3.31	239日 （延日数） 別紙参照	平日 （5日程度／週）

(3)　管理技術者は、本業務を的確に遂行するために調査職員と1回/月以上の打合せを行うものとする。但し、令和6年4月と令和7年3月は協議・報告と合わせて行うこととする。

(4)　土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇、年末年始休暇及び夜間に業務を行うことが必要となった場合、調査職員より事前に管理技術者に通知するものとする。

5-5　航行安全情報管理室

(1)　本業務の実施にあたり、受注者は別添図に示す業務実施場所となる「航行安全情報管理室」に必要な事務機等を備えなければならない。
　なお、備える事務機等は以下を標準とする。

1) 水面監視装置（AIS）
2) 一般船舶との通信機器（国際VHF）
3) 通信装置（固定電話、携帯電話、FAX）
4) 見張用機器（双眼鏡）
5) その他業務実施に必要となるもの（トイレ、パソコン、印刷機等）

(2)　令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間、気象海象情報（川崎港の気象情報、72時間予想天気図、注意報、警報、台風情報）を気象情報配信会社から入手するものとする。

5-6　協議・報告

本業務の遂行に当たっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。
なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議のうえ業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

5-7　成果物

業務完了時には、業務実施報告書及び提出資料を取りまとめのうえ、成果物として提出するものとする。
なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

6. 資料等の貸与及び貸与物件

(1)　本業務に必要な資料を貸与するものとする。
1) 対象工事の発注用設計図書（特記仕様書、図面等）
2) その他必要と認められる資料等

(2)　下表に示す物品等について貸与するものとする。
1)　貸与物件については、受注者の責任において善良に管理するものとする。
　なお、損傷等を発見した場合は、調査職員に報告するものとする。

名　　称	形　状　寸　法	数量	引渡時期	返還時期	備考
両　袖　机	1,400×700×700	4台	令和6年4月1日	令和7年3月31日	
事　務　椅　子	肘無し	6脚	令和6年4月1日	令和7年3月31日	
平　　机	1,400×700×700	2台	令和6年4月1日	令和7年3月31日	
書　　棚	スチール戸・アクリル戸(専用ベース付) 880×400×880	2台	令和6年4月1日	令和7年3月31日	
風 向 風 速 計	風速測定範囲0～60m/s,風向測定範囲16方位360°,起動風速1m/s以下	1基	令和6年4月1日	令和7年3月31日	
給 排 水 設 備	給水設備1式、排水設備1式、浄化槽1式	1式	令和6年4月1日	令和7年3月31日	

(3)　浄化槽について、下記に示す水質検査を行うものとする。
　水質検査…浄化槽法第11条検査（令和7年3月迄に1回実施）

7. その他

(1)　本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。

(2)　航行安全情報管理室建屋について、リース契約は令和5年度川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全管理業務の受注者から引継ぐことを予定しており、履行期間中は受注者の責任で管理するものとする。建屋賃料は令和6年4月1日から業務履行期限までの期間を計上している。
　なお、令和7年4月1日以降は建屋を残置して使用することを想定しており、リース契約は令和7年度の航行安全管理業務の受注者に引き継ぐことを予定している。

(3) 技術提案

1) 技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。
なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

2) 技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と別途協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3) 技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行えない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

4) その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

(4) 配置技術者の確認について

1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。
なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認のうえ確定するものとする。

① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。
なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。

(5) 技術指導者について

1) 管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。

① 定期的に管理技術者の指導を行うこと（１回／週程度）。
但し、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。
なお、②の協議、報告、打合せの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。

② 特記仕様書に記載された、発注者と行う全ての協議、報告、打合せに出席すること。

③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。
なお、その際、各書類に記名（署名または押印を含む）するものとする。

2) 技術指導者は、業務実績情報システム（テクリス）に担当技術者として登録するものとする。

(6) 契約内容の変更手続きについて

本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

(7) 設計変更等について

設計変更等については、業務契約書第１８条から第２６条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編１－２３から１－２５などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

(8) 業務品質確保調整会議について

本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。
会議の開催は、調査職員より通知する「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

(9) 打合せ等に係る旅費については、受注者最寄り駅を横浜駅と想定しているため計上していない。
なお、契約後、調査職員と協議のうえ受注者の最も近い本･支店の最寄り駅からの旅費に契約変更するものとする。

(10) 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

1) 本業務において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。
ただし、本業務が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、業務の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、調査職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

① インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

② インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後、確実に消去するなどの措置を講じる。

2) 前項の情報流出防止策によって業務の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、調査職員と協議すること。

以　　上

【令和6年度】

R6.　4 月

日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	業務日数
7	8	9	10	11	12	13	21
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30					

R6.　5 月

日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	業務日数
5	6	7	8	9	10	11	21
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

R6.　6 月

日	月	火	水	木	金	土	
						1	業務日数
2	3	4	5	6	7	8	20
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30							

R6.　7 月

日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	業務日数
7	8	9	10	11	12	13	21
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30					

R6.　8 月

日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	業務日数
4	5	6	7	8	9	10	18
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

R6.　9 月

日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	業務日数
8	9	10	11	12	13	14	19
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30						

R6.　10 月

日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	業務日数
6	7	8	9	10	11	12	22
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

R6.　11 月

日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	業務日数
3	4	5	6	7	8	9	20
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

R6.　12 月

日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	業務日数
8	9	10	11	12	13	14	20
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

R7.　1 月

日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	業務日数
5	6	7	8	9	10	11	19
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

R7.　2 月

日	月	火	水	木	金	土	
						1	業務日数
2	3	4	5	6	7	8	18
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28		

R7.　3 月

日	月	火	水	木	金	土	
						1	業務日数
2	3	4	5	6	7	8	20
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31						